

平成 29 年 1 2 月 4 日

## 解体工事業の新設に伴う入札参加資格等の取扱いについて

建設業法の改正に伴い、建設業許可の業種区分に「解体工事業」が新設されています。本市では、平成 30・31 年度の入札参加資格申請について下記のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

### 1. 建設業法の主な改正内容

- 「とび・土工工事業」から解体工事が分離独立し、「解体工事業」が新設されています。（平成 28 年 6 月 1 日施行）
- 経過措置として、平成 28 年 6 月 1 日時点で「とび・土工工事業」の許可を受けて「解体工事業」を営んでいる建設業者は、平成 31 年 5 月 31 日まで「解体工事業」の許可を受けずに解体工事を施工することが可能です。平成 31 年 6 月 1 日以降は、解体工事業の許可が必要です。

経過措置期間：平成 28 年 6 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日まで

### 2. 入札参加資格審査申請について

平成 30・31 年度入札参加資格審査申請【平成 30 年 6 月受付予定、名簿の有効期間：平成 30 年 9 月 1 日～平成 32 年 8 月 31 日】において、入札参加資格工種に「解体」を追加する予定です。

解体工事の入札参加を希望される場合は、「解体工事業」の建設業許可通知書及び経営規模等評価決定通知書・総合評定値通知書の写しの提出が必要となるため、入札参加資格申請時期までに「解体工事業」の建設業許可の取得及び経営事項審査の受審を速やかに行っていただきますようお願いいたします。

### 3. 経過措置期間中の入札参加資格者名簿等の取扱いについて

改正法の経過措置に併せ、平成 28 年 6 月 1 日時点で「とび・土工工事業」の許可を受けて「解体工事業」を営んでいる建設業者で、本市の平成 30・31 年度の有資格者名簿に「とび・土工・コンクリート」で登録を希望される場合は、平成 31 年 5 月 31 日までの間は本市の解体工事の入札参加資格を有するものとします。

#### 4. 経過措置期間終了後の取扱いについて

平成 31 年 6 月 1 日以降は、本市の有資格者名簿に「解体」で登録されていない場合、本市の解体工事に関する入札に参加できませんのでご注意ください。

※改正法の経過措置期間が名簿の有効期間中に終了するため、「とび・土工・コンクリート」で登録された場合、平成 31 年 6 月 1 日以降の本市の解体工事の入札には参加できません。

#### 5. その他

名簿の有効期間中に希望工種の変更はできませんので、申請時の希望工種の選択（1 工種のみ）について十分ご検討ください。

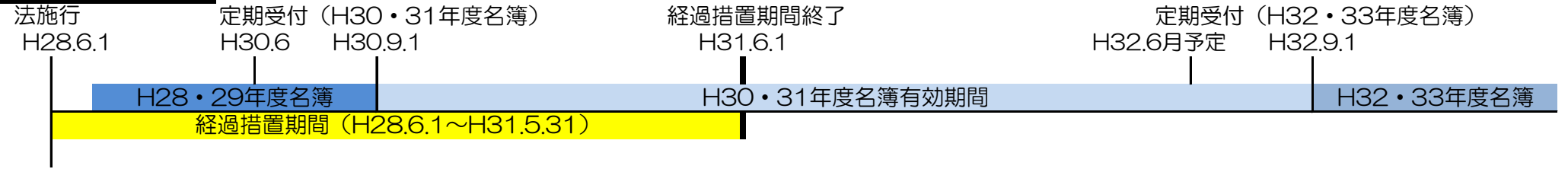
問い合わせ先

宗像市総務部契約検査課契約係

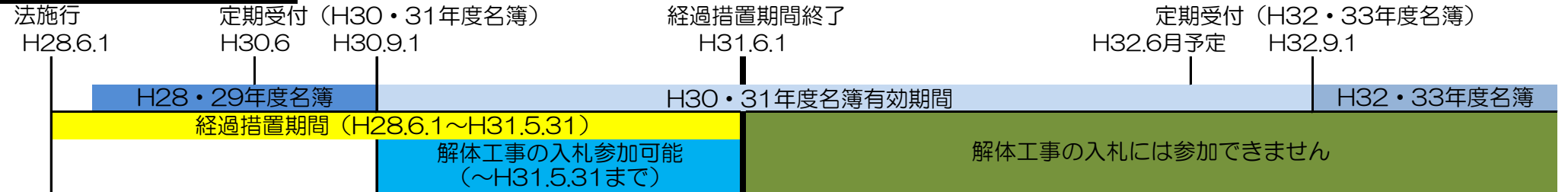
TEL : 0940-36-1161

## 解体工事業の新設に伴う入札参加資格等の取扱いについて

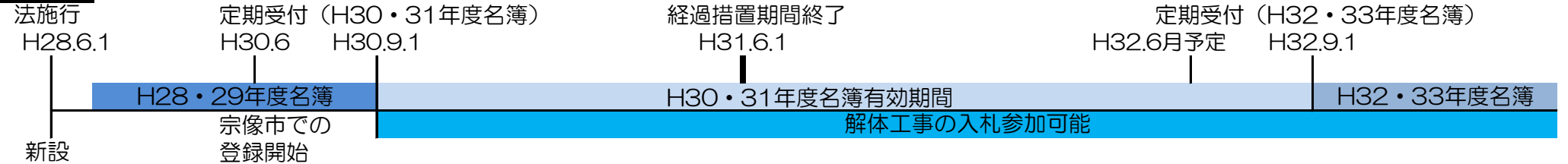
### 入札参加資格者名簿



### とび・土工・コンクリート



### 解体



※宗像市では、登録できる工種は1工種のみです。

※「とび・土工・コンクリート」または「解体」での登録については、上記を参考にして十分にご検討ください。